

平成24年3月19日
予 防 予 第 7 号

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

工事計画届出等の軽微な工事に関する取扱いについて（通知）

北はりま消防組合火災予防条例第47条の2の規定に基づく消防用設備等の設置に係る工事計画書の届出（以下「工事計画届」という。）について、下記のとおり基準を設け運用するものとする。

記

1 指導基準

工事計画届を要する消防用設備等の工事のうち、消防設備士の資格を有する者又は消防設備点検資格者が工事をする場合においては、軽微な工事の範囲を別表1のとおりとし、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について（平成9年12月5日消防予第192号）第1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について」の例により取り扱うものとする。

2 消防設備士の資格を有する者又は消防設備点検資格者が工事をする場合の免状の種類

当該基準の適用にあたり、工事の種類に応ずる消防設備士の資格又は消防設備点検資格者の免状の種類は、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」（平成16年5月31日消防庁告知第10号）の表の例によること。

最終改正 平成29年7月7日

別表1

工事計画届に係る軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類		増 設	移 設	取 替 え
動力消防ポンプ		該当なし	該当なし	該当なし
漏電火災警報器		該当なし	該当なし	該当なし
非常 警 報 設 備	非常ベル 自動式サイレン	① ベル、サイレン、起 動装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 各2個以下	① ベル、サイレン、起 動装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 各2個以下	① ベル、サイレン、起 動装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 各2個以下
	放送設備	① スピーカー → 既設と同種類のもの でアンプ性能に支障の 無い場合に限る。 → 同一報知区域内に限 る。 → 5個以下	② スピーカー → 同一報知区域でアン プ性能に支障の無い場 合に限る。 → 5個以下	③ スピーカー → 既設と同種類のもの でアンプ性能に支障の 無い場合に限る。 → 5個以下
避難はしご（固定式 の金属製避難はしご を除く）		該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方 法による。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 既存と同種類のもの → 設置時と同じ施工方 法に限る。
すべり台		該当なし	該当なし	該当なし
避難橋その他の避難 器具		該当なし	該当なし	該当なし
誘導灯		該当なし	該当なし	① 本体 → 既設と同等以上の性 能・設置状況に限る。 → 10個以下
排煙設備		該当なし	該当なし	該当なし
非常コンセント設備		該当なし	① コンセント、保護箱 → 同一警戒区域内での 移設	① コンセント、保護箱 → 既設と同種類のもの
無線通信補助設備		該当なし	該当なし	該当なし
連結散水設備		該当なし	① ヘッド → 5個以下で防護範囲 が変わらない場合に限 る。 → 消防ポンプの必要吐 出量、揚程及び配管サ イズに影響を及ぼさな いものに限る。	すべての構成部品 → 既設と同種類のもの
連結送水管		該当なし	① 放水口及び放水用器 具格納箱 → 同一警戒区域内での 移設	加圧送水装置、減圧弁等 圧力調整装置及び起動装 置を除くすべての構成部 品 → 既設と同種類のもの

《参考》

○消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年五月三十一日消防庁告示第十号）

一の表

消防設備士の種類及び指定区分	消防用設備等の区分
第一類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第二類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士	動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管及び共同住宅用連結送水管
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士（次項に掲げる者を除く。）	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士のうち電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条に規定する電気工事士免状の交付を受けている者又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者	前項に掲げる消防用設備等の種類のほか誘導灯及び誘導標識
第五類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具
第六類の乙種消防設備士	簡易消火用具
第一類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第三類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備
第一類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	共同住宅用スプリンクラー設備
第四類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士	共同住宅用非常警報設備

二の表

消防設備点検資格者の種類	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	
特種消防設備点検資格者	特殊消防用設備等	
第一種消防設備点検資格者	消防用設備等	消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用連結送水管
第二種消防設備点検資格者	消防用設備等	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用非常コンセント設備